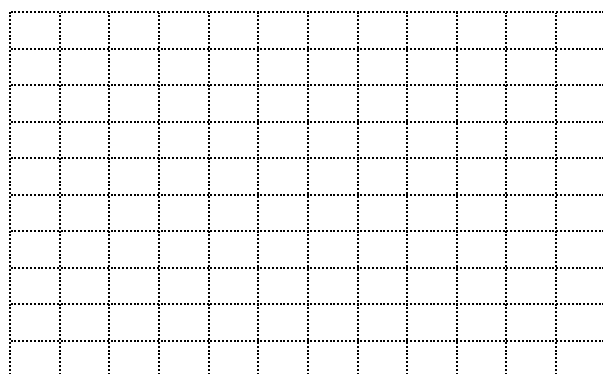
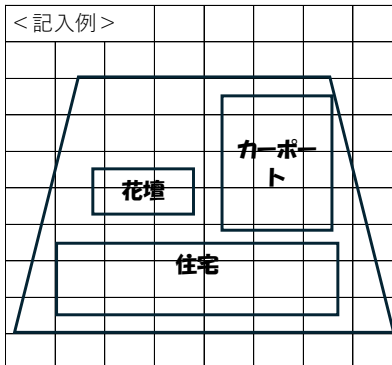


交付申請に関する補助資料

(1) 解体したい建物、工作物等について、下記を敷地(※)に見立て図示してください。



実線…敷地境界 □…建物または工作物



※敷地とは…

「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」(建築基準法施行令)を言います。主要な用途が住宅である時、車庫や倉庫は用途上分けられない関係となりますので、敷地内の建築物に含みます。

(2) (1)の建物について登記事項証明書(未登記の場合は税証明)より面積等を転記してください。

面積が不明な場合は、ご自身で測り、およその面積を追記してください。

	用途	延べ床面積 (㎡)	所有者氏名
例	住宅・店舗・倉庫・その他 ()	60	飛驒 太郎
例	住宅・店舗・倉庫・その他 (カーポート)	20	飛驒 太郎
1	住宅・店舗・倉庫・その他 ()		
2	住宅・店舗・倉庫・その他 ()		
3	住宅・店舗・倉庫・その他 ()		
4	住宅・店舗・倉庫・その他 ()		
5	住宅・店舗・倉庫・その他 ()		
(A) 合計延床面積			㎡
(B) 国の定める標準除却額 (A×33,000円)			円

(3) 交付申請書(様式第1号)をご記入ください。

<記入例>

・工事費用(税抜) 2,200,000円 ・(A) 合計延床面積 80㎡ ・(B) 国の定める標準除却額 2,640,000円

1 補助対象空家所在地	飛驒市 古川町△△町〇〇番地
2 除却工事費用(税抜)	2,200,000 円
3 補助対象経費(税抜)	2,200,000 円
4 補助金交付申請額	1,000,000 円
5 空家の延床面積	80 ㎡

工事費用(税抜)を記入

2 除却工事費用<Bのため
2の工事費用を記入

3 補助対象経費×1/2=110万円
1,000,000円と記入
(上限100万円のため)

R7年度は33,000円

補助対象経費及び補助金額の算定方法
 補助対象経費：工事費用(家財道具、機械等動産の運搬及び処分に要する経費は対象外)と
 (延床面積㎡×交付年度の国土交通大臣が定める標準除却費)のいずれか低い額…①
 補助金額： 通常の場合 ①の額×2分の1(1,000円未満切捨て) 上限100万円
 行政区等が特定空家を除却する場合の特例
 委任による除却 ①の額×2分の1(1,000円未満切捨て) 上限
 取得のうえ除却 ①の額×3分の2(1,000円未満切捨て) 上限200万円